

下水道への

(公共下水道・

農業集落排水施設)

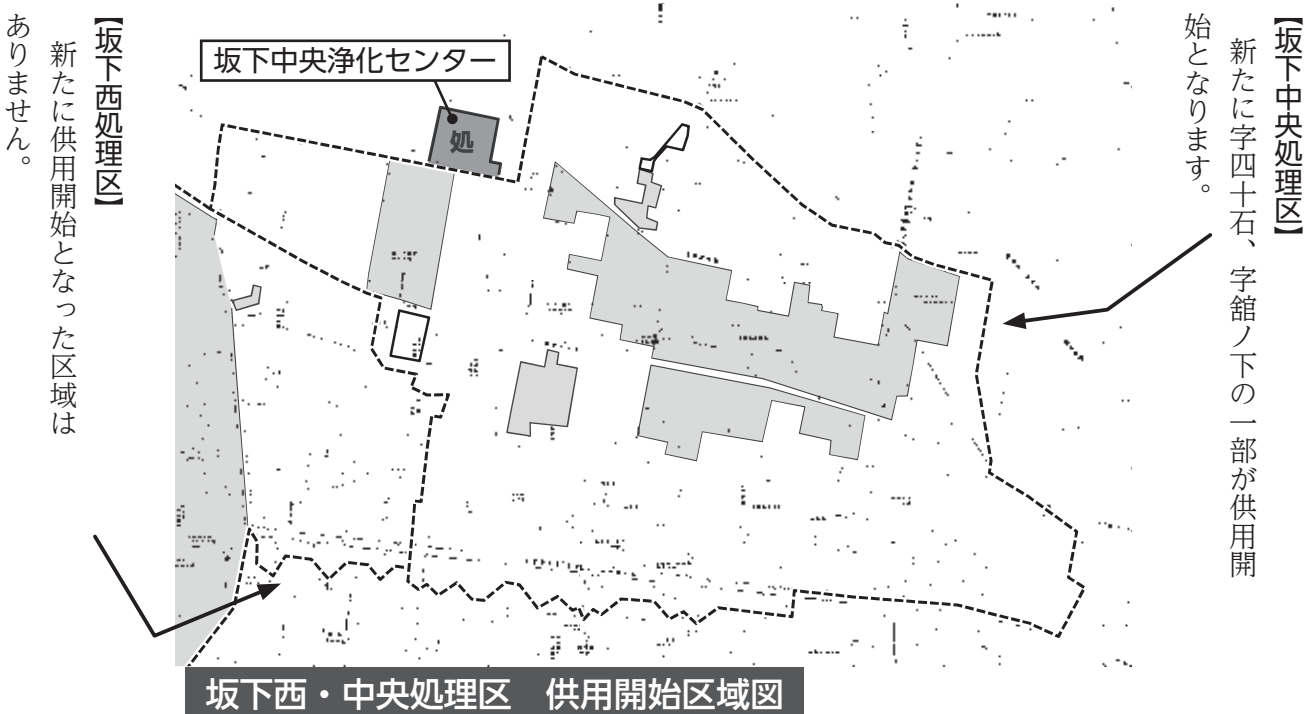
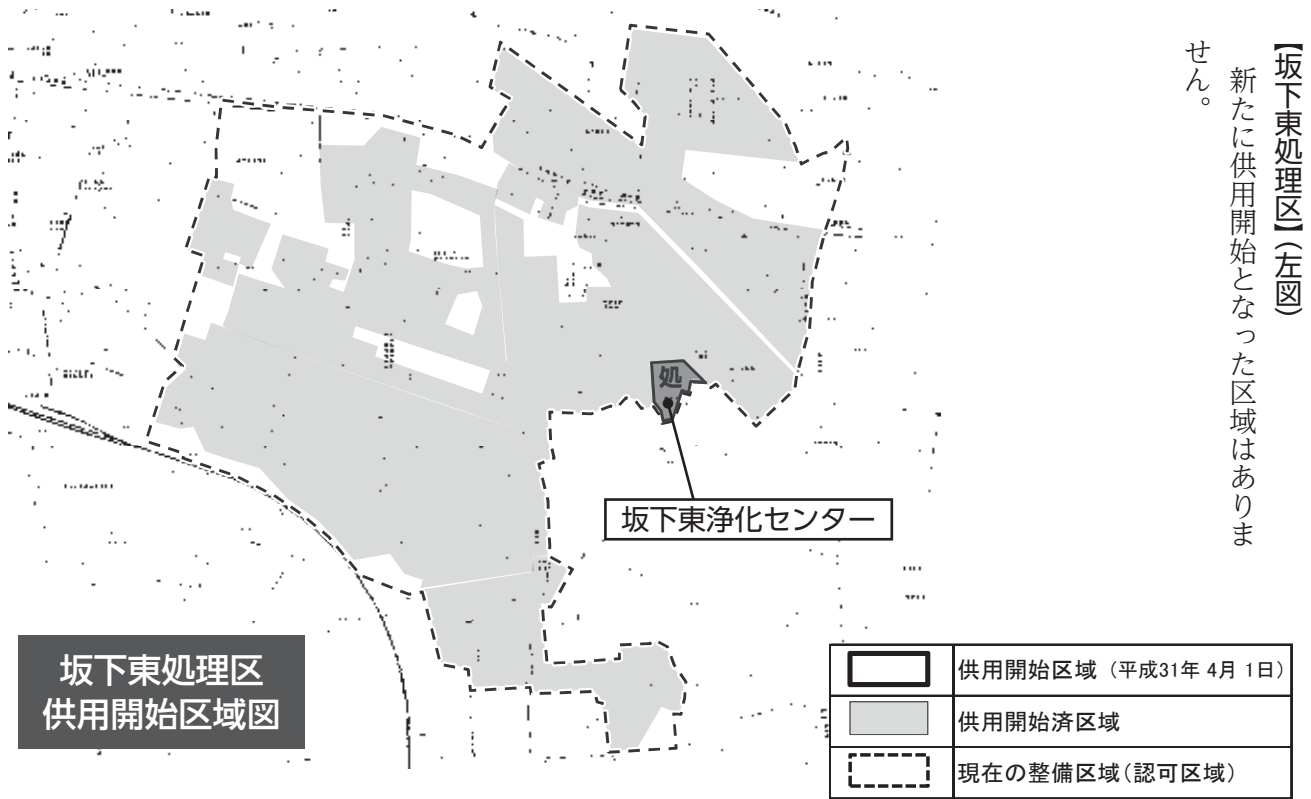
接続を願

いします!

会津坂下町では、生活環境の改善と公共用水域の水質保全のため、公共下水道事業および農業集落排水施設整備事業、合併処理浄化槽設置整備事業を行っています。

公共下水道、農業集落排水施設の供用開始区域内にお住まいの皆さまは、下水道の役割をご理解いただき、早期の接続をお願いします。

公共下水道事業は、現在坂下東・西・中央処理区かんきよの管渠整備を実施しています。平成31年4月より供用開始となった区域が一部あります。



◎下水道への接続
(排水設備工事)
は町の公認指定業者へ

町では、排水設備を安心して設置していただけるよう「会津坂下町排水設備工事指定業者制度」を定めています。指定業者は、法律や条令で定められている基準に合った排水設備を設置するために必要な技術を習得しているとともに、工事に必要な書類の作成や諸手続きについて申請者をサポートしており、町が指導と監督を行っています。

◎合併処理浄化槽
設置整備事業
補助金

町では、合併処理浄化槽を設置される方に対し、平成31年度予算の範囲内で補助金を交付します。

※詳しくは、下記問い合わせ先までお問い合わせください。

下水道の
正しい使用を
お願いします

町の下水道施設（公共下水道・農業集落排水施設）は、生活雑排水やトイレなどの汚水を処理する施設です。処理できない異物を流してしまうと、下水道管の詰まりや処理場の機械の故障などが発生し、処理水質の悪化や処理機能の停止を招く恐れがあります。

次の4つは必ず守りましょう

1 トイレにはトイレット
ペーパー以外の物は
流さない

水に溶けない紙や紙おむつ、タバコやガムなどを流すと詰まりの原因となります。



2 台所では、残飯などの
ゴミは流さない

野菜くずや残飯を流すと、下水道管の詰まりの原因となります。

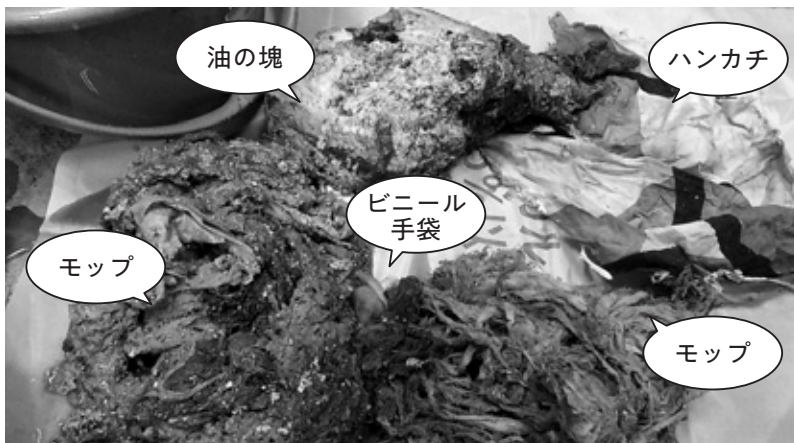
3 天ぷら油やサラダ油などの
廃油や危険物は流さない

下水道管内で石けん成分と油成分が化合して固まり、詰まりの原因となります。

また、ガソリン・シンナー・石油・アルコール類などの揮発性の高い危険物を流すと爆発を起こす原因となります。

4 異物は絶対に流さない

下水処理場では、想定できない異物が流れ込むことにより、常に処理機能停止の危険にさらされています。下記のケースでは、モップ・ハンカチ・油の塊・ビニール手袋などが流れ込み、処理場のポンプが故障し、危うく処理場の運転停止を招くところでした。



下水処理施設の機能維持と施設保護・処理水質向上のため、施設を使用している皆さまの適正な使用をお願いします。

お願い【町配布物の元号表記について】

「平成31年」を「新元号元年」に読み替えてご利用ください

新元号が4月1日に公表され、5月1日より元号が改められますが、町から配布する通知文や証明書・申請書類・保険証などで、5月1日以降の日付のものに、旧元号で「平成31年度」と表記されている場合があります。この場合、「新元号元年」に読み替えてご利用ください。ご不便をお掛けしますが、よろしくお願いいたします。

※「平成31年」の表記であっても、法律上の効果は変わりません。

☎ 政策財務課 政策企画班 ☎84-1509

大型連休中の(4月27日(土)~5月6日(日)) 日程・問い合わせ先

4月27日(土)~5月6日(日)までの10日間、役場を閉庁します。休日・祝日中の日程や問い合わせ先などをご確認ください。

坂下厚生総合病院の診療体制について

下記については通常診療となります。

4月27日(土) ※午前のみ診療

4月30日(火) ※午前のみ診療 ※精神科、皮膚科は休診

5月2日(木) ※通常診療

診療時間：午前8時30分~12時30分
(受付は午前11時30分まで)

診療科によっては休診の場合もあります。詳細は病院へお問い合わせください。

☎ 坂下厚生総合病院 ☎83-3511

※休日救急診療当番医の連絡先は18ページをご覧ください。

水道修理の 連絡先

休日・祝日中は下記までお問い合わせください。

建設課 上下水道班
☎84-1530

ごみの収集 日程表

【A地区】古坂下・上町・桜木町・緑町・
本町・橋本・仲町・小原

■4月29日(月) 可燃

■5月2日(木) 可燃

■5月6日(月) 可燃

【B地区】新栄町・茶屋町・柳町・
諏訪町・鉄砲町・新町・新富町

■4月30日(火) 可燃

■5月2日(木) 資源

■5月3日(金) 可燃

【C地区】金上地区・広瀬地区・川西地区

■4月29日(月) 可燃

■5月1日(水) 資源・天ぷら廃油

■5月2日(木) 可燃

■5月6日(月) 可燃

【D地区】若宮地区・八幡地区・高寺地区

■4月30日(火) 可燃

■5月3日(金) 可燃

☎ 生活課 戸籍環境班 ☎84-1500

平成31年度 坂下南幼稚園・坂下東幼稚園

幼稚園開放日のお知らせ

～幼稚園に遊びにおいでよ～



幼稚園のお友達と一緒に、園内や園庭で遊びましょう。

- 場所：坂下南幼稚園・坂下東幼稚園
- 時間：午前9時30分～11時30分
- 対象：幼稚園に入園前のお子さんご家族
- 持物：上履き・飲み物（水またはお茶）・着替え



回	月日	内容
第1回	6月13日(木)	砂遊び
第2回	7月9日(火)	水遊び
第3回	9月5日(木)	砂遊び 水遊び
第4回	12月3日(火)	冬の遊び
第5回	1月16日(木)	雪遊び

※雨天時は室内で遊びます。

【問い合わせ 坂下南幼稚園 ☎83-2410 坂下東幼稚園 ☎83-8590】

平成31年度 ばんげ保育所 施設開放・子育て支援のお知らせ

～お友達と一緒に楽しく遊びましょう！～

- 場所：ばんげ保育所
- 時間：午前9時～10時30分
- 対象：保育所・幼稚園入所前のお子さんご家族
- 持物：オムツ、着替え、飲み物

【すこやか親子広場】

所内や所庭で保育所のお友達と一緒に、楽しい時間を過ごしましょう。合わせて保育士・看護師・栄養士による子育ての悩み相談会を行います（午前10時～10時30分）。気軽にお声掛けください。

回	月日	回	月日
第1回	5月22日(水)	第4回	9月25日(水)
第2回	6月26日(水)	第5回	10月23日(水)
第3回	7月24日(水)	第6回	11月27日(水)



【施設開放】

保育所のお友達と一緒に行事に参加しましょう。

回	月日	内容
第1回	7月5日(金)	七夕まつり会
第2回	8月3日(土)	水遊び (雨天時は室内遊び)
第3回	10月12日(土)	絵本読み聞かせ わらべうた
第4回	12月20日(金)	お楽しみ会 ※事前申し込み必要
第5回	2月12日(水)	冬ならではの雪遊び



【問い合わせ ばんげ保育所 ☎83-3202】

進学、就職、退職、引越しなどによる 国民健康保険の加入・脱退の手続きは 14日以内にしましょう！

新生活が始まるこの時期は、国民健康保険の加入・脱退などの手続きが必要となる方が非常に多くなります。

資格の異動があった日から14日以内に町役場の窓口で必ず手続きしましょう。

【国保に加入するとき】

手続きが必要なとき	手続きに必要なもの
他の市町村から転入	①他の市町村からの転出証明書、②印鑑
職場の健康保険から脱退（被扶養者からはずれた）	①社会保険資格喪失証明書など、今まで加入していた保険の資格がなくなった事がわかるもの、②印鑑
子どもが生まれた	①保険証、②母子健康手帳、③印鑑
生活保護を受けなくなった	①生活保護廃止通知

※ 国保税は、加入の届け出をした日からではなく、資格を得た日（例：退職のときは退職した日の翌日）から生じますので、その日に遡って国保税を納めることになります。

【国保から脱退するとき】

手続きが必要なとき	手続きに必要なもの	備 考
他の市町村へ転出	①保険証 ②印鑑	就学による転出の場合は、特例で会津坂下町の国保に加入したまま転出する事が出来ます。その際は「在学証明書」もご持参ください（学生証では不可）。
職場の健康保険に加入した（被扶養者になったとき）	①保険証 ②社会保険の保険証（コピー可）または社会保険取得証明書など ③印鑑	保険証は、切り替わる方全員分をご持参ください。職場の健康保険に加入した場合でも、国保からの脱退手続きを職場で行うことはありません。ご本人またはご家族による手続きが必要です。
被保険者が死亡した	①保険証、②印鑑	
生活保護を受け始めた	①保険証	

※ 国保の資格を失った後に誤って国保の保険証を使って医療を受けてしまった場合は、国保が負担した医療費分の全額を返していただく手続きが生じます。

※ 加入する健康保険が変更になった場合は、速やかに医療機関に新しい保険証を提示してください。

※ 平成30年度分の国保税の納め忘れがありましたら、お早めに納入してください。

未納があると、必要な給付などが受けられなくなることがあるほか、延滞金が生じることもあります。

国民健康保険税は、世帯内の国民健康保険に加入している方の、所得・人数・加入月数に応じて、世帯分をまとめて計算し世帯主に課税されます。1年間（4月～翌3月）分の保険税を7月から翌2月までの8回に分けて納める形となっています。

なお、平成31年度の納付書は7月中旬に送付されます。



国民健康保険加入者のための 日帰り人間ドック受診者募集！

健康で自立した生活を送るには、病気になりにくい生活習慣を心掛けることはもちろん、定期的な検査で自分の健康状態を知ることも大切です。人間ドックの受診は、自覚症状のない病気の早期発見や重症化の予防につながります。下記のとおり実施しますので、この機会にぜひお申し込みください。

※平成31年度から、より多くの方に受診していただくため、3年に1度の受診と日帰りのみの人間ドックに変更になります。1泊ドックは行いませんのでご了承ください。

- 対象者** 会津坂下町国民健康保険に加入している40歳～74歳の方
(昭和20年4月1日～昭和54年3月31日生まれの方)
※「平成29・30年度(平29年4月1日～平31年3月31日)に役場申込の人間ドックを受診した方」と「国民健康保険税の滞納がある方」は受診申込できません。
- 実施医療機関** 坂下厚生総合病院
- 実施期間** 5月～翌年1月
(実施医療機関の指定日の中から希望日を先着順に選択)
- 募集定員** 日帰りドック 90名
- 自己負担額** 11,000円
※ 事前に送られる納付書で期限までに納入してください。

《お申し込み》

- 期間** 4月23日(火)～26日(金) ※定員になり次第締め切ります。
(定員に満たない場合は随時受付します。)
- 時間** 午前8時30分～午後5時00分
- 場所** 生活課 保険年金班(1階西側)
- 方法** 備え付けの「申込書」に希望日や必要事項を記入して提出。
※郵送・電話での申し込みや1人で複数の申し込みは承っていません。
- 留意事項**
- ① 1世帯につき1人とします。
 - ② 人間ドックを受ける方は、本年度中に町の健診を受ける必要はありません。
(検査項目が重複するため)

税の未納分は早めに完納を！

国保税の滞納があれば、延滞金が生ずることがあるほか、保険証が交付されなかったり、一部給付が制限されたり、給与や財産の差し押さえを受ける可能性がありますのでご注意ください。平成30年度分およびそれ以前で未納がある方は早めに納めましょう！

妊娠、出産から子育てまで 切れ目のない支援を目指します

～子育て世代包括支援センター事業～

妊娠中も健やかに過ごし、安心して出産を迎え、楽しく子育てができるよう、様々な相談に応じ切れ目のない支援を提供するため「子育て世代包括支援センター事業」を実施しています。

ポイント1 3つの窓口で妊娠・出産・子育てを応援します。

《乳幼児健診や予防接種に関すること、保健師・管理栄養士への相談》

⇒ ①生活課 福祉健康班（健康増進係）：役場本庁舎1階 ☎93-6169

《保育施設・幼稚園、子育て支援全般に関する相談》

⇒ ②子ども課 子ども支援班：役場南分庁舎1階 ☎84-3712

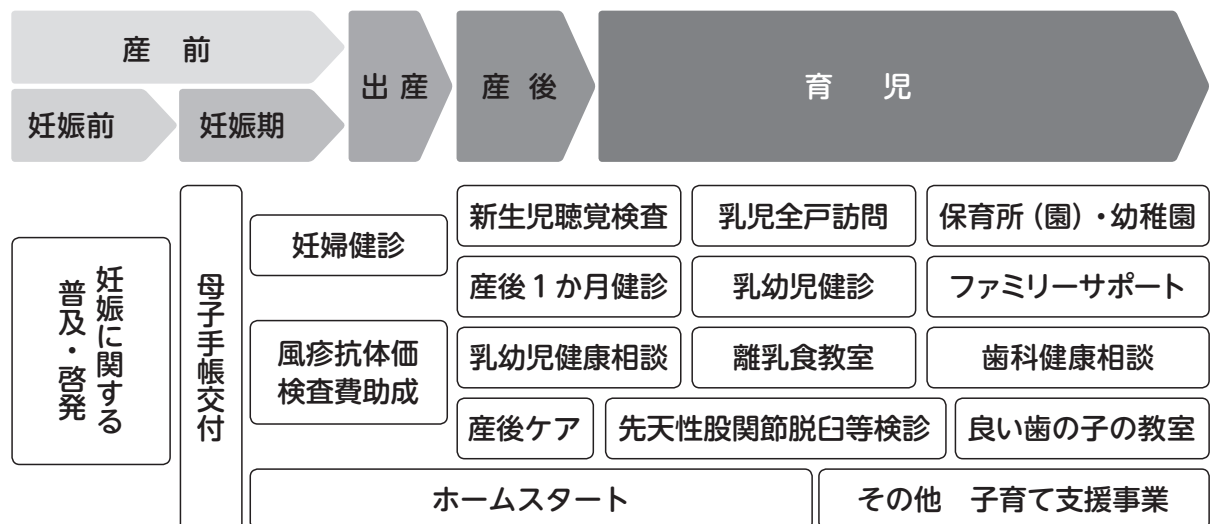
《屋内遊び場で親子のリフレッシュ、地域の子育て情報を発信》

⇒ ③子育てふれあい交流センター ☎84-1784

ポイント2 あらゆる関係機関と連携しています。

- ・どの窓口にも相談しても、適切な機関や施設などにつながります。
- ・様々な支援やサービスを組み合わせて、自分らしい子育ての実現をお手伝いします。

ポイント3 「妊娠・出産・子育て」それぞれの時期に合わせた様々な支援をします。



子育てのこと
妊娠中や産後の身体のこと
心のこと
何でもお気軽に
ご相談ください。

